

風邪のブームが去りつつあるのか、発破をかけたことが功を奏したか、受験者数が30名に回復し、平均点も8.1点ととても良かったです。

01 譲渡人がその営業により将来取得する一切の債権を譲渡するという合意は、たとえ譲渡期間を限っていても、~~公序良俗に反して無効である。~~

前掲最判平11年は、そのような合意も有効であり、譲渡人や第三者に不当な不利益が及ぶときに限って公序良俗違反により無効になる可能性があるとしています。譲渡期間が限定されていたり、譲渡人に引き続き取立権を認める（取立権付与ないしは取立権留保）などすれば、少なくとも譲渡人には不当な不利益は及ばないため、無効とはならないでしょう。

02 債権を分割して一部譲渡するのは、~~債務者の同意がない限り認められない。~~

一部譲渡についても、債務者の同意を要しないとされています。一部譲渡は、債権の分割が先で、分割されても額の面ではともかく、分割後の債権は分割前の債権と同一で、譲渡の前後でも、分割された債権は同一ですから、同一性には問題は生じません。債務者が分割譲渡による不利益を避けるためには、債権譲渡禁止特約を活用すれば良いということになります。

03 債権譲渡は、債権の帰属を変更する準物権行為と性格付けられ、譲渡の原因となる契約（売買・代物弁済・譲渡担保・取立委任等）とは区別されるため、~~原因となる契約が無効であっても債権譲渡は有効である。~~

準物権行為という性格付けは正しく、観念的には原因となる契約と区別されます。つまり、準物権行為という概念や債権行為と物権行為の区別自体は、独自性を否定する判例・通説も認めています。そのうえで独自性や無因性を認める実益がないとしているのです。

「譲渡の原因となる契約とは区別されるため」という部分を消している答えは、原因契約とは区別されること自体を否定する趣旨なのか、「原因契約と区別されるので、原因契約が無効であっても債権譲渡は有効である」という論理を否定する趣旨なのかは不明ですので、不正解としました。少し厳しかったでしょうか。約3割の人が不正解でした。

04 判例によると、~~債権譲渡がなされる前に行われた通知も、譲受人を特定していれば、少なくとも債務者との関係では有効である。~~

通知は、譲渡したことを知らせるものですから、予約の通知同様、譲渡行為が効力を確定する前に通知をしても効力はありません。本問を正しいとした誤りが多く、不正解の者が約4割でした。

⑯ 未発生の将来債権も譲渡自体は可能であり、債権発生前に対抗要件を備えることが可能である。

債権発生前であっても、譲渡行為は存在し、それについて対抗要件を備えることができます（最判平19・2・15民集61巻1号243頁）。

06 複数の債務者に対して有する債権を一括して譲渡する契約は~~無効である。~~

複数の債務者に対して有する債権を一括譲渡する場合には、民法上の債務者対抗要件は債務者毎に備える必要がありますが、譲渡自体は対抗要件がなくても効力を生じます。第三者対抗要件は、債権譲渡登記で一括して登記できます、

- ⑩7 定期預金債権を差し押さえた債権者は、譲渡禁止特約を知っていても裁判所の転付命令を得ることができる。

私人間の契約によって差押禁止債権を作り出すことは一般債権者を害するので認められません。そのため、差押債権者は、善意・悪意に関係なく、差し押さえて転付命令を求めることができます（最判昭45・4・10民集24巻4号240頁）。

- 08 債権譲渡がされた場合、譲受人から通知しても、~~対抗要件としての効力は生じる余地がないため、譲受人は、承諾をしていない債務者に対して、権利行使ができない。~~

譲渡人から（準）委任を受けて譲受人が通知を代行することは可能であるとされていますので、譲受人から通知したすべての場合に、譲受人が債務者に対して権利行使ができないわけではありません。本問題では、「対抗要件としての効力は生じる余地がない」という部分と「権利行使できない」という部分の両方が重大な誤りであるため、この両者を指摘している答案のみ正解としました。判定が厳しかったので不正解が約4割でした。

- ⑩9 譲渡禁止特約のある債権が譲渡された後に、債務者がこの譲渡を承諾したが、それ以前にその債権譲渡について確定日付のある通知がなされていれば、譲受人は、承諾後に同じ債権を差し押さえた者に対しても、債権の取得を対抗できる。

判例（最判平9・6・5民集51巻5号2053頁・PII96）は、譲渡禁止解除の意味での承諾がされれば遡及的に債権譲渡が有効になるが、その遡及効は、承諾前に利害関係を有するに至った第三者との関係では制限されるとしています。しかし、問題文は、この判例の場合とは異なり、承諾により第三者対抗要件も備えている債権譲渡が有効となった後で差押債権者が登場していますので、遡及効の制限とは関係なく、譲受人は差押債権者に譲渡を対抗することができます。約3割の人が不正解でした。

- 10 譲渡禁止債権についての悪意の譲受人からの転得者は、~~善意であっても債務者にその債権の履行を請求できない。~~

判例（大判昭13・5・14民集17巻932頁）は、譲受人が悪意であっても、転得者が善意であれば、無効と言えないとしています。